

平成 3 1 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 最上町社会福祉協議会

【基本方針及び重点目標】

1. 基本方針

人口減少と少子高齢等の社会環境の変化に伴い、生活課題や地域課題の多様化が進み、生活や健康への不安などの問題が深刻化し、地域での人と人のつながりが、より強く求められています。

こうしたなか、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、切れ目のないサービスを提供できる体制づくりが急務となっています。

本会では、地域福祉活動計画の基本理念である「地域の絆をより強め、誰もが安心して暮らせる、ぬくもりに満ちたまち」の実現に向けて、子どもから高齢者、障がい者などのすべての町民の皆さんが地域を基盤に「支える側」と「支えられる側」の関係を越えて人と人がつながる支え合いづくりの実現にむけて、その環境整備に取り組んでいます。

こうしたなか、職員の人材確保と育成が重点課題であり、特に31年度は、「働き方改革」の具現化による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるために、規則・規程等の整備をとおして、持続可能な経営の在り方を追求し、実践しなければなりません。

生活支援体制整備事業については、生活支援コーディネーターを中心に、第2層コーディネーターとなる3地区の集落支援員との連携をさらに強化して具体的な取組みを進め、福祉の主たる担い手としての存在をこれまで以上に明確に示し、地域社会からの要請に応えられるよう、町行政や関係機関・団体と連携しながら進めていきます。

また、生活困窮者や低所得者世帯、高齢者や障がい者の地域での生活を支えるため、「生活福祉資金貸付事業」や「ふれあい金庫貸付事業」「福祉サービス利用援助事業」の効果的な取組みを推進するとともに、町民の多様な生活課題へ包括的支援体制の構築に取り組んでいます。

介護事業においては、居宅介護支援事業所に主任介護支援専門員を10月から配置し、特定事業所加算を取得することにより、収入を確保するとともに様々な支援困難ケースに適切に対応できる体制を整備します。利用者の皆さんが生きがいを持ちながら、出来る限り住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、職員の日常業務教育いわゆるOJTや職員研修を活用して、質の高いサービスの提供に努めていきます。

これらの事業を推進するために、本会の財政基盤の安定を保ちながら、事務事業の見直しや経費削減に努め、組織としての一定の方針とともに事業展開を図ってまいります。

以上の基本方針に基づき、町をはじめ、健康福祉推進員・民生児童委員、区長、福祉団体及び事業所、ボランティアなど、町民の皆様と更なる連携を図りながら、継続事業の充実と新規事業の実践を図ってまいります。

2. 重点目標

(1) 地域福祉活動の推進

本会では、既存事業の見直しや新たな時代における多様化・複雑化する福祉ニーズに対応していくために、地域福祉を推進する中核組織として、「ふだんのくらしをしあわせにする」ための地域福祉事業を推進して参ります。これまで、三地区（旧中学校区）に配置された集落支援員と共に、地域課題を掘り起こしてきましたが、多種多様な課題や地域ニーズの中で、地域の支え合い・助け合いで解決できる課題について、集落支援員と連携し地域住民を巻き込んで取組んでいく必要があります。また、集落支援員だけでなく地域福祉に関わる人や関心のある人の情報交換や、日常的な相談窓口の場の提供に努めていきます。

さらに、地域コミュニティの基盤として、地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、そのような住民主体の地域づくりを目指し取り組んでいきます。合わせて、これまで活動を行なってきた終活（エンディングノート）のススメについての情報を再度提示し、終活の更なる理解と実践を図ってまいります。

(2) 健康づくり事業の推進

健康づくりに対する意識の向上と健康な体づくりを推進するために、町民の誰もが気軽に参加できる多種多様な健康教室を企画し開催します。また、個人ごとのプログラムの作成、指導に力をいれ日常の運動を生活習慣として意識させることを目標に「健康に勝る幸せなし」を目指します。

(3) 介護サービス事業の推進

今後3年間に5名の職員、その後2年間で2名の職員が定年退職を迎えます。事業継続のため、介護職員と看護職員の人材確保が最重要課題となっています。

職員研修については、内部研修の充実、及び外部研修への参加によって職員の研鑽を図っていきます。内部研修についてはより一層充実させることにより、利用者へのサービス提供及び家族への支援に役立てていきたいと考えています。

また、専任の介護支援専門員として従事した期間が5年以上になる職員について、主任介護支援専門員の研修を受講し認定を受けるとともに、居宅介護支援事業所の安定的な運営を目指していきます。

介護サービス事業の利用者及び家族の日常の生活が維持できるよう努めていきます。

(4) 指定管理事業の推進

ウエルネスプラザ健康福祉増進施設は、町民の憩いの場として健康増進を目的とした施設になっています。時代の変化に合わせ、町民から求められる設備や機能を充実するとともに、町の介護予防施策を踏まえた温泉施設の活用を行ない、サロン活動の会場や交流の場として利用者の拡大を図っていきます。

また、陽だまりの家管理事業は、町内に在住する一人暮らしの高齢者や夫婦のみでの生活に健康上の理由などで不安のある方が、長く住み慣れた町で安心・安全をモットーに健康で明るく自立した生活を送ることが出来るように、居室の提供と生活の支援をする施設として管理運営を行います。今年度より、病院や老人保健施設からの在宅復帰に向けた日常生活支援ルームとしての役割も担います。

(5) リスクマネジメントの徹底

本会が所管する各種の事業運営において、安全面の確保充実は極めて重要です。そのためには従来の手法に固守せず、より徹底したリスクマネジメントを早急に構築するとともに、マニュアルづくりや職員の教育・研修を充実させます。

【具体的な事業計画と内容】

1. 社協活動事業

(1) 法人運営事業

① 役員会等運営事業

理事会・評議員会等の経営管理体制及び財務規律を強化していきながら、推進していきます。

i. 会の運営

- ・ 理事会（5月、6月、10月、3月）
- ・ 評議員会の開催（6月、10月、3月）
- ・ 監事会の開催（5月）
- ・ 三役会議の開催（5月、10月、3月）

ii. 委員会の開催

- ・ 定例表彰者選考委員会

② 企画・運営事業

i. 機関紙「社協だより」、ホームページの内容充実

機関紙「社協だより」及びホームページの内容充実や親しみやすさの向上に努め、本会の事業はもとより各団体の活動も紹介しながら、社会福祉に対する町民の理解の促進を図ります。

ii. 関係機関及び各種団体との連携

・ 区長連絡協議会

区長連絡協議会と連携し、共同募金運動、歳末たすけあい運動、日本赤十字社活動及び地域福祉活動を推進します。

・ 民生児童委員協議会

福祉のまちづくりを推進するために定例会に参加し、民生児童委員活動との連携を密にするとともに、情報を共有して日赤活動や歳末たすけあい運動及び各種事業を推進していきます。

また、修学資金や低所得者世帯に対する生活福祉資金貸付事業での連携を図り、啓発活動を推進します。

・ 福祉関係団体及び社会福祉施設等

福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている社会福祉施設等が、より良い福祉サービスの推進が出来るよう、情報を共有して連携を推進します。

・ 最北・最上管内市町村社会福祉協議会との事業連携

最北ボランティアの輪連絡会議及び、最上地域社会福祉連絡協議会の会議や研修会に参加し、情報交換等により事業の一層の充実を図ります。

iii. 社会福祉協議会長表彰事業

社会福祉事業従事者等の顕彰を通じ、永年の献身的尽力を労うことにより、地域福祉向上への意識高揚を図っていきます。

③ 事務事業評価による事業運営の適正化及び自主財源確保にむけた取組の強化

i. 事務事業評価による事業運営の適正化

事業の運営については、前年度の事業の振り返りを行うとともに具体的な数値目標を設定するなど、PDCAサイクルのチェック機能を意識した計画（プラン）とすることにより、効率的で適正な事業運営を推進します。

ii. 自主財源確保にむけた取組の強化

本会の自主財源は、会費と寄附金で賄われております。一般会員は、既に町内の全世帯が加入しており、これ以上の増加は見込まれません。一方、賛助会員（企業、協賛者）は、29企業（平成30年度）に留まっております。このため、町内外の企業や個人に賛助会員や寄附金について周知し自主財源確保に向けた取組を図っていきます。

④ 地域福祉活動事業

i. 地域支え合い活動支援事業

・ 福祉共育の推進事業

福祉の心（地域社会で暮らす高齢者や子ども、障がいのある人等さまざまな支えを必要とする多様な人々を理解する心、他人を思いやる心、自他の生命や人権、生き方を尊重する心、社会性を重んじる心など）の醸成を図りながら、大人も子どもも地域の中دةともに生きる力を育んでいくための福祉のまちづくりを推進し、地域で暮らす人たち（地域住民も福祉課題を抱える当事者も）が相互に助け合い、支え合いながら地域のさまざまな福祉課題に自ら気づき、お互い共有し学び合い地域の福祉力を育んでいきます。

・ ボランティア活動推進事業

除雪ボランティア、趣味・特技を生かしたボランティア、介護施設でのボランティア等、本町では様々なボランティアが活動を行っています。今後、生活支援に関するボランティアに注目し、現在ある資源をうまくコーディネートを行うとともに、新しいニーズに対し、関係機関と連携を図りながら、個人や団体、または集落とともに新たな社会資源の開発に努めます。これらの具現化にむけて、高齢者総合福祉センターの一角に（仮）「ふれあいボランティアルーム」を開設し、日常的な相談や情報交換の場を創出します。

ii. 地域福祉活動育成事業

・ 健康福祉推進員事業

地域住民誰もが、顔なじみの関係をつくり、地域から孤立することを防ぐために、生活支援の充実と介護予防（高齢者の社会参加）の推進という2つの視点を併せ持ったサロン活動を全集落で継続的に行うことを支援する。また、その中心的な役割を担う健康福祉推進員とともに、サロン活動から広がる福祉のまちづくりを進めていきます。

・ 災害時要配慮者支援事業

平成30年8月の豪雨では、瀬見地区をはじめ避難所が開所され、高齢者や障害者等の安否確認等、災害時の対応は、今後、さらに地域の防災力を高めていく必要があります。本会では要配慮者の自助・集落の共助の防災ツールとしてきた「安心カード」を効果的に活用できるよう、町の関係機関や地域と協議を重ねながら、よりよい、災害時要配慮者支援活動を行っています。

iii. 雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業

高齢者世帯及び心身障害者世帯等の自宅周辺の除雪に対して、安心・安全に住める事を目的に、「間口除雪サービス事業」を実施しながら雪問題を検証し、地域共助除雪を推進していきます。

⑤ 生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域に

において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たしていきます。

⑥ 障害者社会参加促進事業

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者（身体障害者、知的障害者等）を支援する居場所づくりの提供と、軽体操やゲーム、製作教室などのレクリエーション活動を目的に開催していきます。・・・年24回 開催予定

⑦ 介護職員初任者研修課程事業

町民の方々と、新庄北高等学校最上校の福祉コースの生徒を対象に、福祉のマンパワーの確保と専門的福祉人材の養成を目的に開催します。・・・5月15日～10月4日 開催予定

⑧ スノーバスターズ事業の推進

除雪機材の貸し出しを行いながら、地域における除排雪ボランティア活動の推進及び地域コミュニティ機能の向上を目的に、雪に負けない安全で安心に暮らせるまちづくりを推進します。・・・冬期間 開催予定

⑨ 総合相談事業の充実強化

- i. 行政相談員、人権擁護委員、ふれあい相談員の合同による総合相談所を開催します。
・・・6月7日（金）、9月6日（金）、12月6日（金）開催予定
- ii. 毎月第1月曜日に交代制によるふれあい相談所を開催します。
- iii. 山形県社会福祉協議会及び、法務局の協力を得て相談機能の充実を図ります。
- iv. 内部研修会の開催や外部研修会への参加により、相談員の資質を高めます。

⑩ 生活福祉資金貸付事業と償還対策の推進

- i. 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）の貸付事業を実施してまいります。
- ii. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）の貸付事業を実施してまいります。
- iii. 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）の貸付事業を実施してまいります。
- iv. 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の貸付事業を実施してまいります。
- v. 制度活用の広報活動や滞納世帯への対応及び償還指導を促進します。

⑪ 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、高齢者、障がい者（精神・知的）を対象としており、年々増加傾向にあり複数の問題を抱える利用者が増えてきております。サービスの必要な方へ適切なサービスを提供していくために県社協と連携して適切な事業推進を図っていきます。

⑫ 福祉団体育成事業

- i. 老人クラブ連合会
健康活動、友愛活動及び奉仕活動を支援しながら、老人クラブ連合会及び、単位老人クラブと元気高齢者の指導育成を図っていきます。
- ii. 身体障害者福祉協会
会員の、生きがいつくりと健康増進・介護予防のため、積極的な各種大会・研修会への社会参加を促進と、会の指導育成を図っていきます。
- iii. 手をつなぐ育成会

各種大会及び研修会等への積極的な参加を促し会の指導育成を図っていきます。

・山形県手をつなぐ育成会福祉大会等へ参加を促進します。

iv. 遺族会

戦没者遺族の福祉向上と会員相互の団結を維持し、会の健全なる運営に協力するとともに、町戦没者追悼式及び遺族大会を開催します。

v. 町内ボランティア団体

町内における福祉活動の普及や、ボランティア活動を推進するためにボランティア団体の指導育成を図っていきます。

⑬ 日本赤十字活動の推進

i. 災害救護活動体制の充実を図ります。

ii. 救急法等の講習を開催します。

iii. 運動の趣旨を明確にした広報活動を推進します。

⑭ 災害発生時の募金活動及び救援活動

災害発生時には、町や日本赤十字社及び共同募金会との連携により、救援活動と募金活動を実施します。

⑮ 敬老会事業の実施

節目の年齢のお祝いを子どもから高齢者まで多世代交流しながら楽しめるような敬老会式典及び敬老フェスティバルを町と老人クラブ連合会、本会との連携により開催いたします。

・・・平成31年9月13日（金） 開催予定

⑯ 戦没者追悼式事業の実施

遺族会との連携により、若くして尊い生命を祖国の礎として捧げられた諸英霊の顕彰に努めることと、若い世代や子供たちに命の尊さと平和の大切さを伝えていくよう、戦没者追悼式を開催します。

(2) 健康クラブ事業

健康クラブの利用拡大に向けて、フィットネスルームを活用したエアロビクス教室のメニューの多様化や、高齢者の機能回復訓練のための指導、さらには気軽に運動できる施設の利用の拡大と、介護予防や健康な体づくりの普及に力を入れるために、地域のサロンや学校、保育所に出向き、町民の健康増進を図っていきます。

① 国保健康指導事業

広い年齢層の利用者への身体状況や健康づくりに対するニーズに合わせた健康づくり運動を実施します。

② 国保元気高齢者体力づくり事業

65歳以上を対象に一人ひとりの身体状況や健康づくりに対するニーズに合わせた健康づくり運動を実施します。

③ メタボリック対策事業

生活習慣病の予備軍となるメタボリックシンドロームを予防改善するために、手軽に取り組める有酸素運動を実施します。

④ 転倒予防教室（一般高齢者地域支援事業）

各集落のサロン等に出向き、65歳以上の高齢者を対象に転倒予防を目的とした教室を実施します。

⑤ 元気はつらつクラブ（日常生活支援総合事業）

地域包括支援センターとの連携を強化して、より活発な事業展開を図り参加者とのコミュニケーションづくりや身体状況に合わせた運動機能向上につながるよう推進します。

⑥ 足腰若返りクラブ

65歳以上の足や腰に不安を感じている人を対象に講話や実技を交えた集団指導という形式の教室を3回に分けて開催し膝痛や腰痛などの予防につながるよう推進します。

⑦ 体力づくりサポート事業

町内の小学校に出向き、スポーツを通して体を動かすことの楽しさや体力づくりの大切さを伝えることを目標にした体育事業を推進します。

⑧ 体力づくり推進事業

町内の保育所等に出向き、その後の体力づくりサポート事業等に円滑に移行するために園児の体力づくりを推進します。

⑨ ウェルネス教室事業

最上病院との連携で、一般の方を対象に行う初心者から上級者まで楽しめるエアロビクス教室を推進します。

(3) 共同募金配分金事業

共同募金運動への一層の理解と参加を促進するために、町民や企業に効果的な広報活動を推進します。また共同募金配分金の使途を明確にすることにより充実した地域福祉活動を展開します。

① 配分金による事業展開

i. 高齢者福祉活動

- ・ 第42回福祉の旅事業

「関東名所巡りの旅」

6月4日（火）～6日（木） ＊最少催行人数30名

- ・ 第44回シルバー体育レクリエーション大会の開催 7月上旬予定

ii. 障害福祉活動

身体障害者及び知的障害者等や障害を持つ親の方の、社会参加を促進します。

iii. 児童・青少年福祉活動

各学校から介護体験学習の学生を受け入れ、福祉教育を推進します。

iv. 福祉育成・援助活動

各種関係団体への福祉活動の育成・援助活動を推進します。

② 歳末たすけあい運動の推進

民生児童委員協議会と連携して要支援世帯の調査を踏まえた上で、審査委員会を開催し、歳末たすけあい運動の一層の周知と充実した推進を図ります。

(4) ふれあい金庫貸付事業

低所得者・障害者・高齢者が経済的に自立するために、生活意欲の助長と在宅福祉の促進を目的として、一時的な生活困窮者への貸付事業を推進します。また円滑な事業を進めることと、利用者の安定な生活が送れるよう償還指導計画を強化していきます。

2. 介護事業

(1) 居宅介護支援事業

利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、配慮した支援を行っていきます。利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた、適切な福祉サービスや保健医療サービスが総合的、効率的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、多職種との連携を図りながらきめ細かな利用者支援を行っていきます。

① 介護保険事業

- i. 居宅サービス計画（介護給付）の作成と計画に基づいた支援業務
- ii. 給付管理
- iii. その他、手続きや申請等の代行。

② 町受託事業

- i. 介護予防支援業務（予防給付・総合事業）
- ii. 介護予防ケアマネジメント（予防給付・総合事業）
- iii. 要介護認定調査

(2) 訪問介護事業

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

① 介護保険事業

② 町受託事業

- i. 介護予防訪問介護事業（総合事業）
- ii. 生活支援ヘルパー派遣事業（総合事業）
- iii. 軽度生活支援事業

(3) 訪問入浴介護事業

要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための援助を行います。

① 介護保険事業

② 介護予防訪問入浴介護事業

(4) 通所介護事業

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

① 介護保険事業

② 町受託事業

- i. 介護予防通所介護事業（総合事業）
- ii. 短時間デイサービス事業（総合事業）
- iii. いきいきデイサービス事業

(5) 障害者福祉サービス事業

心身障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる援助、並びに相談援助を行います。

① 障害者総合支援事業 身体、知的、精神障害者のホームヘルプサービス事業

3. 指 定 管 理 事 業

(1) ウエルネスプラザ指定管理事業

ウエルネスプラザ施設には医療・保健・福祉にかかわる多くの人材がおり、恵まれた施設とマンパワーを活用することにより効率性と効果のある管理運営を行い、常に利用者ニーズの把握に努めたサービス提供を行います。また一人でも多くの町民が生涯現役として活動できる為の「健康づくり」や「やすらぎと憩い」の場を提供し、満足のいくサービスを企画して利用の拡大を図ります。

① 大浴場と大広間の利用拡大

町民のやすらぎと憩いの場を提供できるように、安全で町民等しく利用できる施設づくりを目指し町民の意見・要望を反映させて、より効果的な管理運営を推進します。

また、各集落で取り組んでいるサロン事業での活用や福祉センター独自の事業や独自の料金設定等をとおして利用拡大に努めます。

② 施設を利用した行事の実施

季節に合わせた行事の開催や、イルミネーションや装飾などにより施設利用者に喜んでいただき癒しを提供して利用拡大に努めます。

③ 福祉農園販売所の提供

高齢者が栽培・採取した野菜や山菜を出品者の自己管理による無人販売所として提供し「100円ひる市」として高齢者が楽しめる生きがい活動へと支援していきます。

(2) 陽だまりの家指定管理事業

入居者が、自立した生活が出来るよう、生活相談・日常生活支援・交流支援を総合的に実施して高齢者の福祉と健康増進を図り、自宅にいる時と変らない生活を送ることができるよう、季節ごとに行事を開催するなど、生きがいもてる環境を推進します。